

# 利用規約

## 第1条(定義)

本規約によって定める条項はマロニエ美術造形教室が運営するすべての運営業務に適用されるものとします。

## 第2条(運営・管理)

全ての運営・管理(会員資格の得喪変更、会費、諸経費の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は当教室が行います。

## 第3条(目的)

当教室は、近隣地域の全ての世代の皆様の文化向上に寄与し、主に芸術的資質の向上を目指す方々のための教育施設として運営されます。

## 第4条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は当教室の会員になることは出来ません。

- 本規約および当教室の諸規則を遵守できない者
- 医師等から精神的疾患等で創造的カリキュラムを禁じられている者(但し、当教室が特別に認めた場合はこの限りではありません)
- 暴力団及びその関係者と当教室が判断した者
- 原則として満年齢5歳以上の者18歳以下(高校生含む)は親権者の同意が必要です。
- 本申込を行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- その他当教室が会員としてふさわしくないと判断した者

#### 第5条(会員制度)

- 当教室は(定員)会員制とします。ただし特段の理由なく欠月(月を跨ぐこと)は許されず連綿と受講することが入会条件です。
- 当教室に入会される者は、本規約を承諾し、当教室所定の申込方法により入会手続きを行い、当教室の入会承認を得た上でお支払い手続きを経て入会となります。

#### 第6条(会員の種類)

- 専属モデル会員(レギュラー契約モデルは除く)

## ※別に約款を定める

### [該当者]

・当教室あるいは運営主体者が定める基準を満たした年齢、優れた容姿・人格の者を募り、若干名を専属契約モデル会員とし、約款により特別な待遇、報酬を別に定める。

### [該当者]

・別で定める月会費を納めた者

## 第7条(会費、手数料および諸料金)

- ・ 会費・事務手数料は、当教室が別に定める金額を、現金で支払うものとし、既納の会費・事務手数料等は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。滞納した場合には次月支払い時に合算していただきます。
- ・ 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約に定める会費等をすべて支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければなりません。
- ・ 当教室は、別に定める会費、手数料、および諸料

金の改定を行うことができます。改定を行う場合、当教室は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

- 当教室は、会員が当教室を利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。

## 第8条(履修クラス変更)

- 変更手続きは当教室で所定の手続きを行うものとします。やむを得ない場合はLINE等でも受け付けることとします。
- 手続きは変更を希望する月の前月15日までに行うものとし、その場合、変更希望月の1日より変更とします。各月の16日を過ぎた場合は翌々月の1日より変更とします。

## 第9条(休会)

- 会員が自己の都合により当教室を休会する場合は、所定の手続きを行った上で、休会することができます。
- 休会期間は特段の取り決めがない場合を除き、二ヶ月を超えることはできません。
- 休会手続きは手続きは当教室で所定の手続きを行うものとします。やむを得ない場合はLINE等でも受け付けることとします。

- 会費等の全部または一部が未納の場合は、休会手続き完了までに完納しなくてはなりません。
- 会費等は、休会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- 会員は休会后、教室、あるいは運営主体者と連絡が取れなくなった場合は、事象発生日から30日経過後、退会の意思があったものとして自動的に除籍します。

#### 第10条(復帰)

- 第9条に基づき休会された者が復帰する際、会費の支払いは第7条に準ずることとする。
- 原則復帰は休会する月の翌月以降とする。
- 復帰手続きは当教室で所定の手続きを行うものとします。やむを得ない場合はLINE等でも受け付けることとします。

#### 第11条(退会)

- 会員が自己の都合により当教室を退会する場合は、所定の手続きを行った上で、退会することができます。
- 退会手続きは、会員自ら当教室で手続きを行うものとします。やむを得ない場合はLINE等でも受け付けることとします。
- 退会手続きは、退会を希望する月の15日までに

行われた場合、希望月の末日をもって退会となります。各月の15日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。

- 会費等の全部または一部が未納の場合は、退会手続き完了までに完納しなくてはなりません。
- 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- 会員が手続きなく辞められた場合、滞納がある場合は全額支払わなくてはなりません。
- 会員は退会手続きが完了するまでは、実際の利用が無くても会費は全額支払わなければなりません。また、退会申請日を起点とした月会費の日割りや返金は承っておりません。

## 第12条(会員資格の停止および除名)

- 当教室は、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当該会員を当教室から除名することができます。
- 本規約および当教室の諸細則を遵守しないとき
- 当教室または当教室において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
- その他、当教室、または当教室において、会員としてふさわしくない言動があったと認めるとき

- ・ 会員資格停止中の会員または当教室から除名された会員は当教室の施設を使用することができません。なお、会員は会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
- ・ 第1項による会員資格停止中の会員または当教室から除名された会員に対して、当教室は資格停止期間中または除名後の会費等について、前納分または既払分の会費等があっても返還は行いません。

### 第13条(会員資格の喪失)

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- ・ 退会
- ・ 死亡
- ・ 除籍
- ・ 当教室を閉鎖したとき
- ・ 教室が解散したとき

### 第14条(会員資格の譲渡・相続・貸与の禁止)

当教室の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承は

できません。

## 第15条(入室の禁止および退場)

会員は本規約・当教室の諸規則他、以下を遵守しなければなりません。

- 当教室は、以下の各号のいずれかに該当する方の入室の禁止、または退場を命じることができます。
- 本規約、および当教室諸規則を遵守しない者
- 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者、または当教室が第4条に該当していると判断した者
- 飲酒などにより正常な施設利用ができないと判断した者
- 著しく不潔な身体、または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
- 自己の都合により会費等の全部、または一部を滞納し、または会費などの一部を支払わない者
- 当教室、もしくは当教室が入室の禁止、または退場を命じることが適切であると判断した者
- 当教室へ入室禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。



## 第16条(諸規定の遵守)

会員は本規約・当教室の諸規則他、以下を遵守しなければなりません。

- 施設及び機器利用に当たっては、記載されたルール、監修上のルール、及び当教室の説明並びに指示に従わなければなりません。
- 施設利用時の服装は、当教室が以下に定める禁止事項を遵守します。
  - 階段、教室内は土足を禁止する。(教室内は教室が貸与するスリッパ、あるいは室内専用の上履きを毎回持参して使用する)
  - 施設を傷つける可能性のある履物、裸足を使用しない
  - 美術モデルを除き、特段の許可を得ていない受講生は裸体に近い様態、あるいは被覆部分がほとんどない服装でないこと
  - その他、当教室がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品は身につけない
- 当教室において、以下の行為は禁止します。
  - いかなる営利活動、勧誘活動、運営妨害活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動

- 他の会員に対し、無断で指導行為を行い、またはそのように評価される活動
- 飲酒または喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用すること
- 本規約に基づき当教室の利用を認められていない者を許可なく同伴、入室させること
- 施設、モチーフ、道具等を故意または過失により破損すること
- 大声、または奇声を発すること
- 他の会員、当教室の関係者に対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為・言動を行うこと
- その他、当教室の秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること
- 刺青(刺青との判別が困難なペインティング等も含みます。)を過度に露出させること

## 第17条(諸手続き)

- 会員が入会申込み時に登録した内容に変更があった時は、速やかに当教室において変更手続きをしなければなりません。
- 当教室から会員への諸通知等は、会員から届出のあった連絡先に行い、その発信をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、

発信後の責を負いません。郵送、電話に於いても同等とする。

## 第18条(営業日および営業時間)

当教室の営業日は別に定めます。

## 第19条(施設の利用制限)

当教室は、当教室の管理もしくはその他当教室が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合1週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはありません。

## 第20条(休業)

当教室は次の理由により当教室の施設の全部または一部を休業することがあります。

- 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当教室が判断し、営業を困難と認めたとき
- 施設の点検、補修または改修をするとき

- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
- その他教室が休業を必要と認めるとき

#### 第21条(施設の閉鎖・変更)

当教室は次の理由により当教室の施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当教室が判断し、営業を不可能と認めたとき
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当教室の経営上止むを得ざる事由が発生したとき

#### 第22条(賠償責任)

- 当教室内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当教室、および当教室は、一切の責任を負いません。
- 会員は、自己の責に帰すべき原因により、当教室の施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 会員が未成年の場合、保護者は自らを本規約に

基づく責任を本人と連携して負担しなければなりません。

- 会員は、紹介または同伴した方の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴した方と連帯して賠償責を負わなければなりません。

### 第23条(解散)

- 当教室は止むを得ない事情による場合、3ヶ月前の予告をすることにより、当教室を解散することができます。
- 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
- 当教室の解散の場合は、当教室、および当教室は会員に対し特別な補償は行いません。

### 第24条(通知予告)

本規約および当教室の諸事情に関する通達または予告は、当教室所定の場所に提示する方法により行います。

### 第25条(本規約その他の諸事情の改定)

当教室は、本規約、細則、利用規定、その他当教室の運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

## 第26条(適用法および専属的合意管轄裁判所)

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と当教室の間で訴訟の必要が生じた場合、広島地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

## 第27条(細則)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当教室・会員間で誠意を持って協議・解決するものとします。

## 附則

本規約は2024年11月1日より発効します。

以上 マロニエ美術造形教室